

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令の運用について（例規）

〔最終改正 令和 8 . 2 . 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令（昭和57年京都府警察本部訓令第17号）の制定に伴い、同訓令の運用上の留意事項等、必要な事項を定めたものです。

。